



# 始まります 確定申告

所得税の確定申告および住民税(道町民税)の申告受付を次の日程で行います。  
受付期間は、3月15日までですので、お早めにご申告ください。

なお、申告には、マイナンバー（個人番号）の記載やマイナンバーカード等の本人確認書類の提示が必要となりますので、ご注意ください。

土地や建物、株式を売って譲渡所得がある方や、事業所得がある方は、原則、帯広税務署(帯広市西5条南8丁目帯広第二地方合同庁舎)で申告していただきますようお願いします。

**申告相談期間：2月18日月～3月15日金**

**時 間**

平日 9:00～11:30、  
13:00～16:00

**会 場**

**役場 A会議室**

(役場庁舎 2階 西側会議室)

申告会場は大変混雑し、状況により長時間お待ちいただく場合があります。

ご自宅で国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「e-Tax(電子申告)」を利用していただけますと、簡単に電子申告または申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

## 【申告書の提出が必要な方(主なもの)】

- ◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
- ◇2か所以上から給与収入がある方
- ◇事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方

申告の集中による混雑を避けるため、お住まいの行政区ごとに基本的な受付日を設定しています。

日 に ち	受 付 行 政 区
2月18日月	3区
2月19日火	4・5・6区
2月20日水	7・8区
2月21日木	9・10・12・13・14区
2月22日金	1・2区
2月25日月	11・16区・その他
2月26日火	15区・ぬかびら・幌加・三股
2月27日水以降	全行政区

※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるときや、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

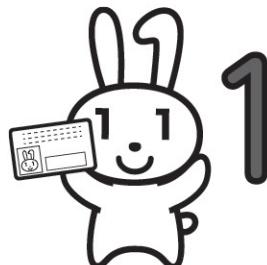
※ 平成30年中に所得がなかった方や、所得が一定額以下のため住民税が課税されない方であっても、所得・課税証明書の発行や国民健康保険などの制度利用のため、住民税の申告が必要となる場合があります。



申告にはマイナンバー(個人番号)の記載や、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示が必要となりますので、ご注意ください。

### 【申告の際に持参するもの】

- ①印鑑
- ②収入および支出を明らかにできるもの
  - 給与や年金の源泉徴収票・支払調書、社会保険料控除証明書、生命保険料などの控除証明書など
- ③還付申告の場合、口座番号等がわかるもの
  - 本人名義のもの
- ④「マイナンバーカード」または、「通知カード」  
※申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの「個人番号」を申告書に記載するため、必ず持参ください。
- ⑤申告者ご本人の本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)  
※本人確認書類は、マイナンバーカード(顔写真付きの個人番号カード)を持参の場合は不要です。



## 確定申告における マイナンバー(個人番号)の取扱い

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入によって、平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が必要です。

### ➤ 確定申告書には…

#### マイナンバー(個人番号)の記載

申告書には、マイナンバー(個人番号)を記載する欄があります。

申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



#### 本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示が必要です。

控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要になります

#### 【本人確認書類の例】

例1… マイナンバーカード

例2… 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※お問い合わせは、帯広税務署(☎0155-24-2161)または町民課賦課担当(☎2-4294)まで